

児童センター及び児童館の指定管理者候補の選定結果について

1 施設の名称及び所在地

- (1) 越前市武生東児童センター 越前市国府二丁目16番8号
- (2) 越前市武生西児童センター 越前市中央二丁目4番10号
- (3) 越前市武生南児童センター 越前市武生柳町11番28号
- (4) 越前市神山児童館 越前市広瀬町第102号41番地
- (5) 越前市吉野児童館 越前市本保町第19号9番地の1
- (6) 越前市国高児童センター 越前市国高二丁目325番地3
- (7) 越前市大虫児童館 越前市丹生郷町第13号20番地の4
- (8) 越前市王子保児童センター 越前市四郎丸第55号4番地の4
- (9) 越前市北新庄児童館 越前市北町第54号25番地
- (10) 越前市北日野児童センター 越前市小野谷町第1号13番地
- (11) 越前市味真野児童センター 越前市池泉町第14号1番地
- (12) 越前市花筐児童館 越前市粟田部町第41号11番地の1
- (13) 越前市岡本児童館 越前市定友町第10号15番地
- (14) 越前市南中山児童館 越前市西庄境町第21号7番地の1
- (15) 越前市服間児童館 越前市藤木町第12号43番地

2 候補者の名称及び所在地

社会福祉法人 越前市社会福祉協議会（越前市府中一丁目11番2号）

3 審査結果

選定基準項目	配点	越前市社会福祉協議会
市民の平等な利用が図られること。	10点	8.3点
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	35点	29.0点
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	30点	22.0点

公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	20点	16.3点
前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準。	5点	4.0点
合計	100点	79.6点